

一 第1章 定数任用 一

大雪地区広域連合職員定数条例

平成15年9月3日

条例第9号

改正 令和元年12月20日条例第3号

(定義)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の定数について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 広域連合長の事務部局の職員 | 10人 |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 2人 |
| (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 2人 |
| (4) 監査委員の事務部局の職員 | 2人 |

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。

附 則（平成元年12月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。